

麻しん風しん混合予防接種を受ける方へ

甲斐市

*** 本人が必ずお読みください ***

予防接種の実施においては、体調の良い日に行うことが原則です

風しんについて

風しんは、風しんウィルスの飛沫感染によっておこります。潜伏期間は2～3週間です。軽い風邪症状で始まり、発疹、発熱、首の後ろのリンパ節が腫れるなどが主な症状です。発疹も熱も約3日間で治るので「三日はしか」と呼ばれることがあります。合併症として、関節痛、血小板減少性紫斑病、脳炎などが報告されています。大人になってからかかると重症化する傾向があります。

妊娠初期の女性が感染すると、生まれてくる赤ちゃんの目や耳、心臓などに障害が出る「先天性風しん症候群」になる可能性があります。妊娠中は風しんの予防接種が受けられないため、周囲の人が予防する必要があります。

麻しん風しん混合ワクチンについて

麻しん風しんを弱毒化して作ったワクチンです。ワクチンの効果は高く、接種した人の95%以上が免疫を獲得できると言われています。

接種後の副反応について

主な副反応は、発熱・発疹などがみられます。これらの症状は、接種後4～15日の間に多く見られます。その他の副反応として、注射部位の発赤、腫れ、しこりなどがみられることがあります。

また、まれに生じる重い副反応として、アナフィラキシー様症状(ショック、じんましん、呼吸困難等)急性血小板減少性紫斑病、脳炎やけいれんなどが報告されています。

予防接種を受けた後の一般的な注意

- ① 予防接種を受けた後30分は、急な副反応が起こることがあるため、接種医師と連絡がとれるようにしておきましょう。
- ② 接種当日の入浴は差し支えありませんが、接種した部位を強くこすらないよう注意してください。
- ③ 接種当日はいつも通りの生活をしてかまいませんが、激しい運動などはしないでください。
- ④ 医療機関で渡されるご本人控えは接種済み証となっています。大切に保管してください。

< 予防接種による健康被害救済制度について >

- ・ 定期予防接種によって引き起こされる副反応により、医療機関での治療や生活支援が必要になるような障害を残すなど健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
- ・ 健康被害の程度に応じて、医療費・医療手当・障害児養育年金・障害年金・死亡一時金・葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
- ・ ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前、あるいは後に紛れ込んだ感染症、あるいは別の原因)によるものなのか因果関係を予防接種・感染症医療・法律など、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

●● 問い合わせ先 ●●

健康増進課 本館1階1番窓口 TEL 055(278)1694